

# 宇土市電子契約システム 導入に伴う事業者説明会

---

開催日：令和7年4月17日(木)

時 間：午前の部 10時～11時

午後の部 13時30分～14時30分

主催：宇土市

運営：弁護士ドットコム(株)

# 次第

---

## 1. 電子契約について・導入の目的

▼説明者:財政課

## 2. 提供する電子契約サービスについて

▼電子契約システム名:クラウドサイン

▼説明者:弁護士ドットコム(株)

## 3. 今後の契約手続きについて・事務連絡

▼説明者:財政課

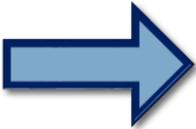
## 4. 質疑応答

# 1. 電子契約について・導入の目的①

---

## (1)電子契約とは

インターネット等の情報通信技術を利用し、電子ファイルに対して電子データ(電子署名・タイムスタンプ等)を記録して締結する契約のことをいう。

 簡単に言うと、紙ではなく、データのやりとりだけで契約を締結できる仕組み

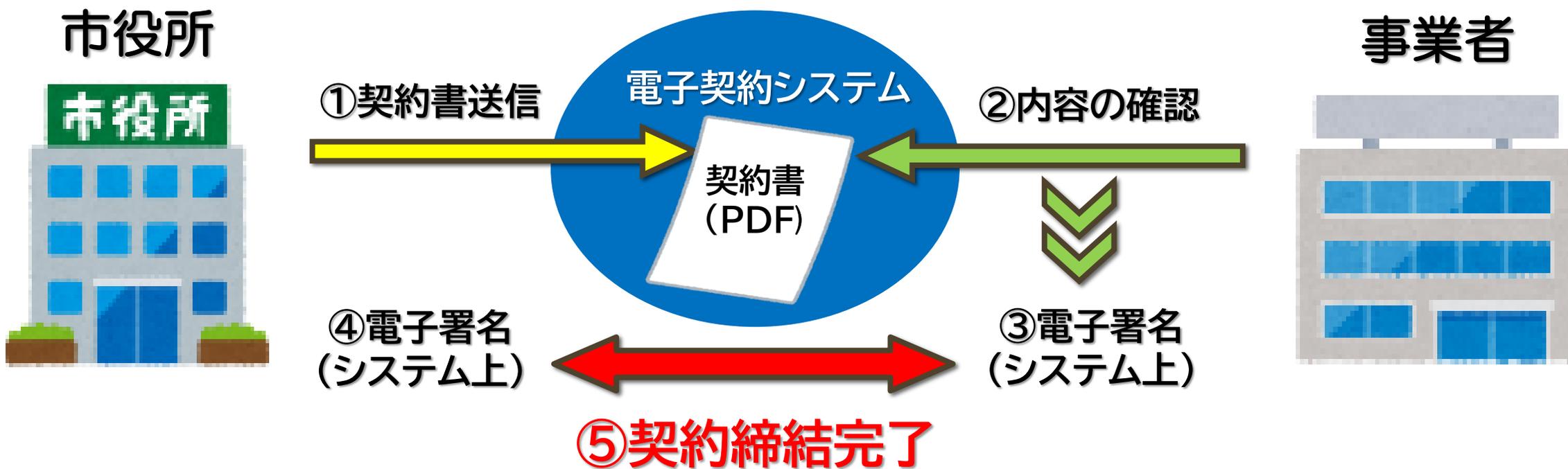
## (2)事業者が準備すべきもの

- ・インターネットの接続ができるパソコンやスマートフォン等の端末
- ・端末を用いて電子メールが利用できること

※熊本県や熊本市は令和6年10月より電子契約システム導入済

# 1. 電子契約について・導入の目的②

※電子契約システム利用のイメージ



# 1. 電子契約について・導入の目的③

## (1) 導入の経緯

### ▼紙による契約締結業務

- ①開札後、市役所に来庁し契約書を受領
- ②自社にて収入印紙等の準備・契約書への押印
- ③市役所に来庁し、窓口で契約締結

→契約書の受け取りや提出のために市役所に来庁しないといけない

→収入印紙等の準備が必要

→紙契約書の管理による紛失のリスク

**※効率的な契約締結業務ができない**

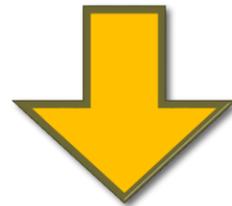


# 1. 電子契約について・導入の目的③

## ▼電子契約による契約締結業務

- ①自社にてデータにより契約書を確認
- ②システム上で契約内容に合意
- ③システム上で契約締結完了(来庁不要)・データ管理

→全て自社にて完結するので大幅な業務効率が見込まれる



電子契約システムの導入

# 1. 電子契約について・導入の目的③

---

## (2)事業者のメリット

### ▼収入印紙が不要

→特に公共工事請負契約等は大きな負担減

### ▼市役所への来庁不要

→時間的拘束、交通費等のコスト削減

### ▼データのため管理しやすくなる

→紙として保管不要なので、会社の業務スペースを圧迫しない

→紛失のリスクもない

※電子契約システム利用にかかる費用は発生しない

## 2. 提供する電子契約サービスについて

---

○電子契約システム名

▼クラウドサイン

○サービス提供事業者

▼弁護士ドットコム(株)

※サービス概要について事業者より説明

# 3. 今後の契約手続きについて①

---

## (1) 電子契約の対象となる契約

→ 令和7年5月1日以降に契約を行う入札案件から適用

※法令等での書面での締結・交付が必要とされている場合など、従前どおり書面により契約となる場合がある

※受注者が紙での契約または電子契約を選択可能

## (2) 事前に準備しておくこと

- ・インターネット接続できるパソコンやスマートフォン等の端末
- ・端末を用いて電子メールが利用できること
- ・「電子契約利用申出書」の提出 ※サービス利用希望者は必須

# 3. 今後の契約手続きについて①

## (3) 電子契約利用申出書

・説明会参加者(現地参加)には参考として紙で配布

・市HPに様式を公開。電子申請フォーム **を利用し提出**

※電子契約を希望する事業者のみ提出

※紙での契約を希望する場合は提出不要



別記様式(第7条関係)

電子契約利用申出書

宇土市長様

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_

宇土市と電子契約の締結を希望しますので、次のとおり電子署名を行う者を申請します。

【第1承認者(契約事務担当者)】

担当者	役職	氏名

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

【第2承認者(契約締結権者)】 ※代表者自ら電子署名を行う又は契約の締結に関する権限の委任を受けた者

担当者	役職	氏名

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

【留意事項】

- 本申出書は押印不要です。
- 契約締結に係る署名を依頼するメールアドレスになりますので十分ご確認ください。**契約締結権者が契約事務担当者を兼務する場合は、第2承認者欄に「同上」と記載してください。**契約締結権者とは、契約締結権を有する者です。また、代表者から契約の締結に関する権限の委任を受けた場合は別途委任状を契約担当欄に提出してください。
- 宇土市の**競争入札参加資格の非競争業者の場合は**、「商号又は名称」「代表者役職・氏名」は、下記の①または②の方法に従い記載してください。  
①競争入札参加資格で「**本店で契約する**」としている場合は登録された本店の商号又は名称及び代表者の役職名及び氏名を記載してください。  
②競争入札参加資格で「**委任先(本店以外の営業所等)で契約する**」とした場合は登録された委任先の商号又は名称(支店名等を含む)及び受任者の役職名及び氏名を記載してください。
- 提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。
- 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の権限等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。

# 3. 今後の契約手続きについて②

## (1) 契約締結の流れ



※電子契約利用申出書の提出は、毎契約ではなく、初回の1度のみで可

# 3. 今後の契約手続きについて②

---

## (2) 注意が必要な契約

### ▼公共工事請負契約

### ▼コンサル業務委託契約

→契約保証書の証券、主任技術者等の資料、建設リサイクル法関連資料（契約書別紙）など、契約書以外の資料の提出を求める場合があるので、こちらから提出を指定された文書はクラウドサイン上で提出を行うこと。

※契約保証の証券に関しては、電子証券のみを受け付け予定であり、紙で発行された証券をPDFにして提出しても無効なので注意

# 3. 今後の契約手続きについて③

## ○ご不明点のお問合せ方法

### ▼運用に関するお問い合わせ窓口

宇土市財政課契約管財係

電話:0964-27-3309

メール:[zaisei01@city.uto.lg.jp](mailto:zaisei01@city.uto.lg.jp)

### ▼クラウドサインお問い合わせ窓口



自分で解決!じっくり解説!

ヘルプセンター

「なんでそうなの?」背景から解消方法まで、わかりやすく解説!困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

# 3. 事務連絡①

---

## ○物品・業務入札案件の電子入札の導入について

現在、物品・業務の入札案件は、全て紙入札を行っているが、デジタルツールの活用による業務効率化を目的とし、電子入札により行う予定。

※令和7年度下半期から導入予定

※「物品・業務」の入札参加資格審査申請書(指名願)を提出している事業者に対して、電子入札導入に伴う事業者説明会を行う予定

→開催の際には、対象者に開催案内を通知(開催時期未定)

## 3. 事務連絡②

---

### ○令和8・9・10年度入札参加資格審査申請の電子受付について

「入札参加資格審査申請」いわゆる「指名願」については、今まで、紙により申請を受け付けていたが、デジタルツールの活用による業務効率化を目的とし、電子申請により受付を行う予定。

※既に令和5・6・7年度の随時申請については一部電子化済み

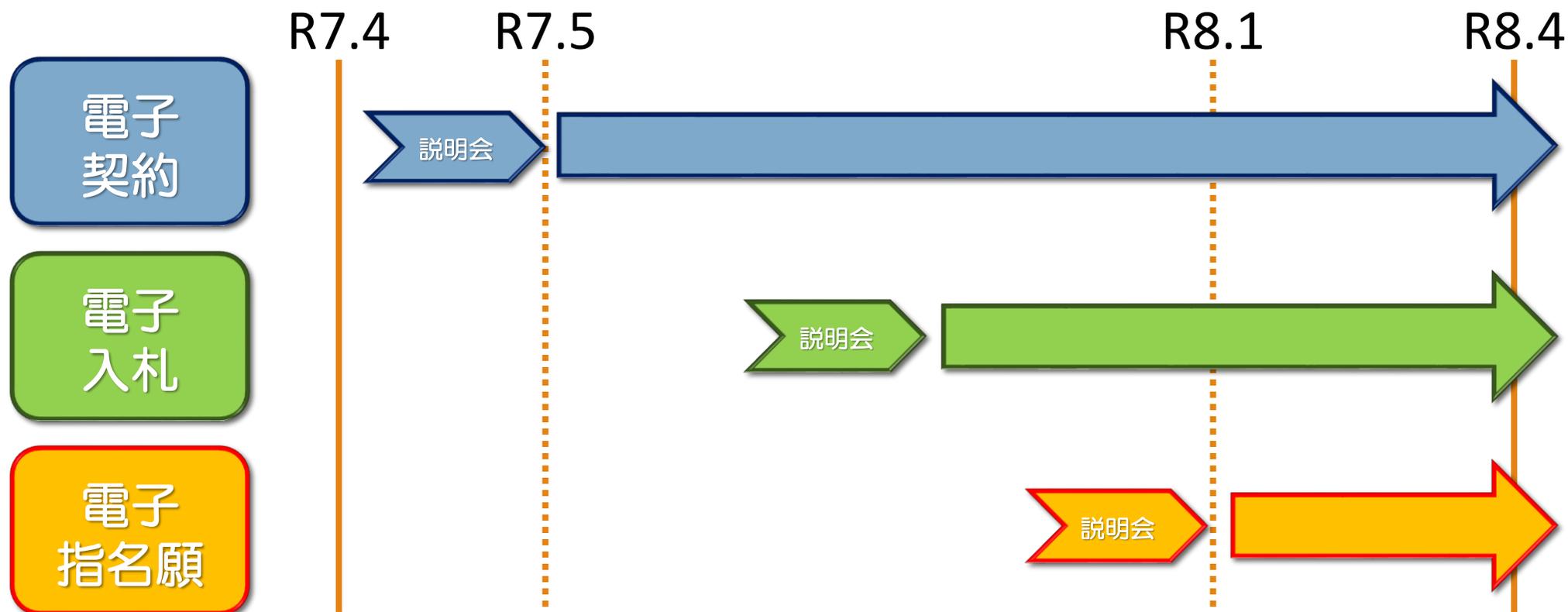
※本格導入となるのは、令和8・9・10年度入札参加資格審査申請から

※導入に当たっての事業者説明会を行う予定

→開催の際には、対象者に開催案内を通知(開催時期未定)

# 《まとめ》

## ○宇土市の契約業務のデジタル化



## 4. 質疑応答

---

※今回の説明で不明な点などがあればお願いします。

※質疑応答の内容については、後日、ホームページで公開予定です。

# 《アンケートについて》

---

- ※ 今後の運用の参考のために、本日の説明会についてのアンケートへのご協力をお願いいたします。
- ※ 会場にお越しの方は、お配りしたアンケート用紙に記入後、会場出口にてご提出ください。
- ※ オンライン参加の方はZoom機能により提出をお願いします。